

ヤスパースにおける「自由」概念に関する一考察 — 道徳教育との関連において —

豊泉 清浩*

A Study of the Concept of “Freiheit” in Jaspers: In Relation to the Moral Education

Seikou TOYOIZUMI

要旨 本稿では、ヤスパースにおける「自由」概念を考察することを通して、道徳教育における道徳的価値としての自由の意味を探る。ヤスパースにおける自由の問題は、基本的に実存的自由の解明にあり、自由は責任を伴う。また自由は、権威を伴うことによって真実である。さらに、自由についての論考は、平和政策との関連で見ると、政治的自由が保障されることによつてのみ実現する。

ヤスパースにおける「自由」概念についての思惟は、民主主義国家であるわが国において、多様な価値観の中から、国民が自らの自覚によつて選択して決断するという観点から、道徳教育にも関連する。それゆえ本稿の目的は、ヤスパースが自由の問題をどのように考察していたかを明らかにするとともに、その思惟がわが国の学校における道徳教育、とりわけ道徳科にいかなる示唆を与えるかを探ることにある。

キーワード：ヤスパース 実存的自由 政治的自由 道徳教育 道徳科

はじめに

2018（平成30）年4月から小学校において、また2019（平成31）年4月から中学校において、「道徳の時間」が「特別の教科道徳」（道徳科）になることが決定している。「道徳の時間」が特設されたのが1958（昭和33）年であるから、実に60年ぶりの大きな変革となる。教育課程における道徳科の位置づけは、「道徳の時間」と大きく変わるわけではなく、「道徳の時間」の性格を基本的に継承している。ただ、検定教科書が用いられる点や評価の観点が変わった点、また内容項目を精選し、小学校、中学校とも22項目よりなる道徳的価値が設定されている点などに特徴が見られる。

道徳教育は、自己がどう生きるべきかを考え、

人間としての生き方を形成することを目的とする。だから、道徳教育は道徳的価値を教え込むことではない。したがって、道徳科では、道徳的諸価値の理解を基に、考える授業が求められる。道徳的諸価値の中に「自由と責任」という項目がある。われわれは、日本国憲法において基本的人権として自由が保障されている。しかし、自由は、自分で勝手に思い通りのことをすることではなく、常に責任を伴う。

そこで本稿では、ヤスパース（Karl Jaspers, 1883-1969）における「自由（Freiheit）」概念を考察することを通して、道徳教育における道徳的価値としての自由の意味を探りたい。その際、ヤスパースの著作の中から、『哲学第2巻実存解明』（1932）における「第6章自由」、第二次世界大戦後の論文「自由と権威」（1951）、論文「真理と自

* とよいずみ せいこう 文教大学教育学部教職課程

由と平和」(1958)を手がかりとして考察を進める。ヤスパースにおける自由の問題は、基本的に実存的自由の解明にあり、自由は責任を伴う。また自由は、権威を伴うことによって真実である。さらに、自由についての論考は、平和政策との関連で見ると、政治的自由が保障されることによってのみ実現する。それゆえ本稿の目的は、ヤスパースが自由の問題をどのように考察していたかを明らかにするとともに、その思惟がわが国の学校における道德教育、とりわけ道德科にいかなる示唆を与えるかを探ることにある。

1. 実存的自由

ヤスパースは、『哲学第2巻実存解明』において、自由について考察しているが、その際まず自由は存在するかという問いから出発している。自由についての問いにおいては、本来的な自己存在が問う者であると同時に答える者である。自由と称されるすべてのものを見渡すと、自由とは何であるか、自由とはどこにあるか、自由とは何でないかという客観的な目的意識なしには、多種多様な事態と定義に陥る。ヤスパースによれば、「自由に関する私の本来の関心が私を導く時にのみ、この多種多様の中で私を自由と見なすものに気づく。というのは、私は可能性において自己自身すでに自由であるからである。」¹⁾

ヤスパースは、人間が自由であることを、自由存在の可能性と見る。「このような自己存在の可能性から、私は初めて自由について問うことができる。したがって自由は、まったく存在しないか、あるいは自由についての問いの中にすでに存在しているかのいずれかである。」²⁾ 自由存在の可能性から哲学する働きは、論争しつつ自由が存在することを確かめる道に入り込む。

ヤスパースは、自由の問題は実存解明に関係すると考える。自己がどう生きるべきかを示唆する超越者においては、もはや自由はない。したがって、「自由は、時間的現存在における実存としてのみ存在する。」³⁾ 確かに自由の中には、それ自

身を不必要とすることを目的とする運動がある。すなわち、その運動は、実存の時間的現存在の現象における究極的なものを、超越者において解除する。ヤスパースはいう。「自由は、依然として実存の存在であり、超越者の存在ではない。自由は、実存が超越者を捉えるための梃子である。けれどもそれは、この実存がその自主性において自由そのものであるということによってのみである」⁴⁾と。

ヤスパースは、実存的自由を解明する際に、知識としての自由、恣意としての自由、法則としての自由について考察している⁵⁾。ヤスパースによれば、私は知識においてはまだ自由ではないが、知識なしにはいかなる自由も存しない。私の選択は、私の知識の状態に依る。内実がないがゆえに、恣意はまだ自由ではない。しかし、恣意なしにはいかなる自由も存しない。私が恣意の知識によってではなく、法則に従って決定し、この法則に従うことを義務として認める場合、私が自分自身の内に見出した、服さなくてもよい命令に服する限り、私は自由である。

ところで、ヤスパースは、理念としての自由に関して次のように述べている。「私は、何かある物を忘れて抜かすことなしに、全体性から、私の視覚や決意の規定、私の感情や行為の規定を獲得すればするほど、自分が一層自由であることがわかる。」⁶⁾ 時間的に規定された選択においてこそ初めて、根源的自由を私が意識することを経験する。というのは、このような自由において初めて私は自らを、本来的に自己自身として知るからである。ヤスパースによれば、「この立場から、自由のすべての他の契機は、この最も深い実存的自由を明るみにもたらしするための前提条件のようにだけ見られると思える。」⁷⁾

自己は、どのように生きるべきかについて自ら選択して決めなければならない。ヤスパースによれば、「自己自身である者は、歴史的な一回性として選択する。その中で、自己を自己自身と他の実存に明らかにする。」⁸⁾ この選択は、現存在に

において私自身であるための決意である。決意において私は、望むことができることを通じて、私の内にある根拠において、自己自身に出会うという期待から、自由を捉える。「この選択は、徹底的に媒介される。あらゆる客観性に直面して、可能なものの範囲内で、主体の限らない反省によって、実存の絶対的な決断を確かめ、表明する。」⁹⁾

ヤスパースによれば、決意は、まず飛躍の内にあり、また無制約的である。もし私がすべてを熟考せず、私が思考しながら諸々の可能性の中へ進まず、限らない反省の中で没落しないのなら、私はいかなる決意もせず、見せかけだけの示唆に従う。「それにもかかわらず、決意はまた完全に直接的である。しかし決意は、現存在の直接性ではなく、本来的自己存在の直接性である。決意と自己存在とは、一つのものである。優柔不断はそもそも、自己存在の欠如である。」¹⁰⁾

自己存在は、決意とともにあり、決意は自由の中で実行される。ヤスパースによれば、「決意の内では自由を経験するが、この自由の中で私はもはや何かあるものを決断するのではなく、私自身を決断するのであり、その自由の中で選択と私とを分離することは可能ではなく、私自身がこの選択の自由である。」¹¹⁾ 自己は、自ら生き方を自由に決断する。「選択におけるこの決意は、根源的に交わりに関係する。私自身の選択は、他者の選択とともにある。」¹²⁾ つまり自由な決断は、他者との交わりを通して選択される。選択は、根源的な自由に基づく。「根源的な自由が、自己自身の根拠となることを試してみた人間は、今や自由の存在しか本来的存在として知らない。」¹³⁾ 自由の存在を根拠として生き方を決定する選択をする。したがってヤスパースは、「選択は、比類のない確信を必要とする」¹⁴⁾ という。

さて、ヤスパースは、実存的自由を解明するための考察を次のようにまとめて述べている。「形式的な自由は、知識と恣意であった。先験的な自由は、明白な法則に対する服従における自己確信であった。理念としての自由は、一つの全体の中

で生きることであった。実存的自由は、決断の歴史的根源の自己確信であった。まったく理解できない、すなわちいかなる概念でも代われない実存的自由において初めて、自由意識が成就する。」¹⁵⁾

実存的自由は、その根源によって偶然の浅薄さに対して、実存的な必然によって一時的な意欲の勝手さに対して、忠実と継続によって忘却と消去に対して持ちこたえる。ヤスパースは次のように述べている。「しかし、自由の解明の始めと終わりは、自由は認識されえず、いかなる仕方によっても客観的に思惟されえないということであり続ける。私は、自由を自分自身で思考において確信するのではなく、実存することにおいて確信する。すなわち私は、自由を自分自身で自由についての観察や問いにおいて確信するのではなく、実行することにおいて確信する。自由に関するあらゆる命題は、むしろ常に誤解されるものであり、間接的に指示する交わりの手段にすぎない」¹⁶⁾ と。実存的自由は、自己が本来的な在り方を目指して主体的に生きていく過程に存し、その過程の中で獲得されるものである。したがって、「自由は絶対的ではなく、同時に常に義務づけられている。自由は所有物ではなく、努力して手に入れるものである。自由そのもののように、自由が思惟されることも運動の内にのみある。」¹⁷⁾

ヤスパースによれば、「私が選択する」ことにおいて、決断の意識が本来の自由に出会う場合、この自由は選択の恣意の中にあるのではなく、「私はしなければならない」という意味で「私は望む」として現われるあの必然性の中にある。「私はしなければならない」と「私は望む」という「この両方の表現において、実存は、経験的な現存在から区別されたその根源的な存在を確信し、この瞬間に「私は存在する」ということができるであろう。そして実存は、この「私は存在する」ということの中で、自由の存在である一つの存在に出会うであろう。」¹⁸⁾

ヤスパースは、自由の存在への問いに関して、「自由は、その実現においてそれ自身を試す。自

由は、その形式的な無効の限界で、その由来の意味内容からその積極性を配慮する¹⁹⁾と述べている。また彼は、自由の現存在を証明しようとする思考過程に関して、この思考は、思考として存続なしに客観的であり、もはやある客観的存在の概念として意味しない解明のための表現手段として可能であるにすぎない、と考えている。彼は、自由意識の根源に関して、「自由は、自己存在の外には存しない²⁰⁾と述べている。すなわち、自由は、現存在ではなく、実存の内に根源を持つ。また彼は、自由には必然的なものの抵抗があると考え、根源的な実存的自由は必然性に対立していることを指摘する。「それゆえ実存的自由は、現実的なものという破棄できない抵抗としての自然法則性と、規則の固定的な形式としての当為法則性という二つの必然性の間に見られる。」²¹⁾自由と必然性とを統一するものは、自己自身の決断においてある。「おのおのの実存的選択は、その都度一回で実行され後戻りされるべきでないある決定的なものとして明らかになる。」²²⁾

ところで、ヤスパースは、絶対的自由はありうるかということについて論じる。「絶対的自由の思惟は、自由そのものを破棄しないで、おのおのの自由の制限を破棄するある存在に向けられている。」²³⁾それでは、対立がなく制限のない自由などありうるのだろうか。彼は、「絶対的自由があるとすれば、それは、それ自体として存在する自由である。このような絶対的自由の思惟は、最も完全にヘーゲルによって展開されている²⁴⁾と述べている。しかし現実的には、絶対的自由は幻想でしかない。彼は、「絶対的自由は結局、背理である。すなわち、対立のないところでは自由は空虚になり、自由は対立するものの中で過程として存在する²⁵⁾という。

ヤスパースは、自由と責任の関係を問う。「私は自由であるがゆえに、責任を負うことと闘う一方、私の自由によってすでに責任を負っている。しかし私は、私の自由そのものを否認するための責任なしには、この責任から逃れ去ることはでき

ない。」²⁶⁾すなわち、自由は常に責任を伴う。「なぜなら、われわれは自由の固有の根拠である能動性において実存するか、あるいは消極性は価値がないので、われわれは存在しないかのいずれかであるからだ。私は望まなければならない。なぜなら、私が最終的に存在したいならば、意志が私の究極的なものでなければならないからである。しかし、私がどのように自由を望むかというその仕方によって、超越者が私に明らかになりうる。」²⁷⁾つまり、どのように自由を望んで自ら決断してどのように生きるかを示唆するのが、超越者である。それゆえ、自由の中で生きることは、超越者に関係づけられている。したがってヤスパースによれば、「私が完全に自立するように思われる時にこそ、私は私の究極の従属性と独立性を問う。」²⁸⁾

ヤスパースは、自由における超越者について次のように述べている。「私が自由を問うことによって、自由がすでに存在するように、超越者の可能性もまた、自由そのものの中のみ存在しうる。私が自由であることによって、私は自由の中で、しかし自由によってのみ、超越者を経験する²⁹⁾と。つまり、自由意識と必然性意識という二律背反は、超越者の内では一つとなる。したがってヤスパースは、次のようにいう。「私は、自己自身を失うことによって、現存在において自由を失いうる。しかし、超越者においてのみ自由は止揚されうる。私は、超越者によって可能的実存として、すなわち時間的現存在における自由として存在する³⁰⁾と。すなわち自己は、超越者との関係において可能的実存として自由の中で決断するのである。

2. 自由と権威

ヤスパースは、自由と権威は、社会学的、心理学的な諸概念で記述されると指摘する³¹⁾。たとえばその例として、マックス・ウェーバーによる支配の三つの社会学的類型である合法的支配、伝統的支配、カリスマ的支配を挙げている。ヤスパース

スによれば、権威という言葉と概念は、ローマの考え方に由来している。社会的地位や職業による多様な権威の根拠は、語られ認められる存在の内実である。これらの存在の内実は、歴史的伝承によって、あらゆるものの根拠である超越者に関係している³²⁾。したがって、われわれが権威を自覚する時、われわれはすでに権威の中で生きている。

ヤスパースによれば、「自由は、自由が従う権威によってのみ、内容のあるものである。権威は、自由を覚醒させることによってのみ真実である。」³³⁾ 自由と権威は、互いに関係し合っている。自由は権威とともにあってのみ、より真実で、より純粹で、より深くなる。自由のない権威は、恐怖政治のための暴力を生じさせる。「したがって次のことが妥当する。すなわち、現実的に自由になる人は権威の中に生き——真の権威に従う人は自由になる。自由は権威によって内容のあるものとなる。」³⁴⁾ そうした権威の存在の内実は、専門知識の諸形態の中に現われる。

ヤスパースは、権威をその本質において感じられるようになるために、権威を認識することなしに、権威そのものについて周囲を回りながら語りとうとする。

第一の考え方は、対象的に研究する方法である³⁵⁾。

第二の考え方は、哲学的に解明する方法である³⁶⁾。

この両方の考え方は、あらゆる哲学的洞察に必要である。ヤスパースは、「われわれは対象的に考え、そして有限な事物の世界が開く。われわれは包括者における対象的なものを通して考え、そして対象的なものの消滅において存在そのものの充実が生じる。両方とも思惟である」³⁷⁾ と述べている。哲学のこのような思惟する解明は不可欠である。しかしヤスパースによれば、決定的なことは第三のものであり、それによって特定の目的を持っている製作可能な領域も限界のあまり断念することも、広がる導きの下で現われる。「その第

三のものは、内的行為における人間の責任であり、常に残薄な心理学的洞察の帰結ではなく、自己変革の帰結による自己解明である。それは、設定された目的なしの活動であり、規定できる事柄なしの責任である。それは、ある他者として距離を置いて観察されず、私自身を客観化できない現実との同一存在において実現する、われわれ人間の自己存在の歩みである。」³⁸⁾ つまり、最も重要な第三のものは、自己の内的行為による責任であり、自己を理解しつつ本来的な自己存在を目指して生きていくことである。

ところで、ヤスパースは、教育学および教育について次のように述べている。「教育学は心理学を利用して、教育を特定の目的を持つ心理学的行為へ変えることを探る。しかし、あらゆる教育の決定的なことは、何を目指して何で教育されるかの内容であり、信仰と同じように有意義に基礎づけられた陶冶世界であり、人間像であり、直接に教えられず、手本により、また教材や練習の材料の選択により実現されるすべてのものである。教育は、子どもたちがある偉大な信仰の中に受け入れられる場合や、彼らが生涯続く理想的なものによって満たされる場合や、彼らが伝えられた諸々の象徴とともに生きる場合には、常に優良である。」³⁹⁾ 教育において決定的に重要なことは、価値のある内容であり、その内容から信仰に根差した陶冶の世界に導かれ、伝承から生きる目標を得られ、生涯に亘って理想を持ち続けられることが望ましい。どのような陶冶の内容によって教育が導かれ、この目的的自由な根拠から個々の教育目的を選ぶかということが重要である。

ヤスパースは、自由は権威の中で自覚されると考える。「自由はそれ自身では十分でなく、権威の中で初めて明らかになるということのをわれわれは確信するので、われわれは権威を欲する。」⁴⁰⁾ しかし権威は、自分のために作ってもらうものではない。ヤスパースは、権威に対するわれわれの態度にとって、また権威の有効性の将来にとって、次のような考慮が重要であると考えている。

「あらゆる権威は、最後には超越者に根源がある。しかし権威が神性そのものである場合には、また権威が神性に対する服従においてのみ語ってよい場合には、どこで神が語るのか、神は明白に語るのか、という問いがある。」⁴¹⁾ それ自身奉仕と従順において遂行される権威は、聞くことにおいて、畏敬と順応の気分の中で存続する。したがってヤスパースによれば、世界において確信を抱かせるあらゆる権威には、次のことが見られるべきである⁴²⁾。

第一に、権威は歴史的運動と変化の中に留まっている。

第二に、一つの権威ではなく、より多くの権威が存在する。あらゆる権威は歴史的である。

ヤスパースは、権威の根源に神性があるにしても、「神性は明白には語らない。神性をよく聞き、取り違えないためには、また神性を何かある考えられた姿においてそれだけで無理に奪わないためには、われわれは人間から人間への交わりを必要とする」⁴³⁾ と指摘する。ヤスパースによれば、真の権威は、いつまでも開いていなければならない。真の権威は、より深い自己理解による変転と、他の権威との交わりの中にある。ヤスパースは次のようにいう。「その現象の変化において、そして多様な歴史的形態において、したがって限りない交わりの用意に留まる権威と、排他的な一つの真理として交わりを断絶する他の権威との間の二者択一の中には、自由を強める本物の権威と、自由を無効にする偽の権威との相違が同時にあるように私には思われる」⁴⁴⁾ と。

さて、ヤスパースは、どのような危険の下で、またどのような機会によって、権威が呪縛から解放された世界に現われうるかを熟考する。そして、全体主義的なものに直面して意識されてきた、われわれの時代の政治の特色ある要求は、信仰からの政治の分離であると考え。彼は、「政治と信仰の分離は、それ自身信仰によってのみ可能であり、すなわちあらゆる歴史的信仰に特有であり、任意のもののニヒリズムに反して現存在の

領域ですべての人を結合させる超越者へのあの関係によってのみ可能である」⁴⁵⁾ と述べている。

ヤスパースは、自由は権威に基礎づけられるべきであるが、権威も人間相互の交わりの中に存在すると考える。「われわれの時代にとって、権威と自由とは、信仰と生き方と精神的産出がその形態の多様性において、交わりにおける自由な競争へ向かって解放される場合にのみ、救われうる。」⁴⁶⁾ ヤスパースは、諸々の思惟形式の再建が、われわれの将来にとって決定的に重要だと考えるが、それは自由と権威によって自己確信へと導く道を、有効な哲学において見出すことが成功するかどうかにかかっていると強調する。

ヤスパースは、絶望的な悲観論とこじつけの楽観論との気分における代わりに、われわれの世界の不確実さの中に、恐ろしい危険だけではなく、諸々の機会も見えることを認め、「しかし、最も重要で固有の機会、人間の、すなわちおのおのの単独者の責任の中にある。彼から生じるものは、彼自身にある」⁴⁷⁾ と述べている。未来を切り開いていくのは、単独者自身の力であり、単独者には常に責任を自覚した自由な決断が求められる。ヤスパースはいう。「われわれは、歴史に身を任せるべきではなく、退廃する時代においてもなおおのおのの単独者が経験しようとする自由と権威との緊張の現実において、永遠の現在に関与すべきである」⁴⁸⁾ と。すなわち、単独者は、実存として自らの自由な決断によって未来を切り開いていく責任を有するのである。

3. 真理と自由と平和

ヤスパースは、原子爆弾を保有する国がある以上、終末が来ない外的平和は、世界平和としてのみ可能であると考え。彼は、世界政策としての平和政策についてではなく、その諸前提について次のように述べている。「第一に、人間の内的平和を保つことなしにはいかなる外的平和も存在しない。第二に、平和は自由によってのみ存在する。第三に、自由は真理によってのみ存在す

る。」⁴⁹⁾ この考え方を、斎藤武雄は、「真理→自由→平和」という方向性として捉えている⁵⁰⁾。

まず、内的平和なしにはいかなる外的平和も存在しない。平和は闘争のないことではない。なぜなら、人間は闘争を、暴力的闘争から、精神的な愛する闘争に変えることができるからである。暴力的闘争は、人間相互の交わりにおいては消失する。交わりによる闘争を通じて、相互に各人は初めて自己自身に到達する。

ヤスパースは、「平和は自分自身の家庭で始まる。世界平和は、諸国家の内的平和とともに始まる」⁵¹⁾と述べている。この場合も、家庭や国家に対立や争いがまったくなくということではないが、家庭における信頼関係や家庭を取り巻く地域社会の平穏、国内政治の安定は、平和の前提となる。

またヤスパースは、「個々の人間の内的平和と個々の国家の内的平和は、自由によって存在する」⁵²⁾と述べている。ヤスパースは、カントが共和的統治様式を、われわれが今日民主主義の理念と名づける自由の統治様式として理解していたと指摘する。「国家の外的自由とその統治様式による内的自由とは、個々の人間の実存的自由によって永続する。」⁵³⁾自由は、個人の自由として始まり、共和的統治様式において共同体の形態を獲得し、他国の圧倒に対して自己主張をなすのである。この三つの契機の全体において、自由は現実的である。

さらにヤスパースは、次のように強調している。「まず自由、それから世界における平和がある!《まず平和、それから自由》というこれと逆の要求は欺くものである。なぜなら、偶然によるか、専制または巧みな操作によるか、あるいはすべての関与者の不安による、その時に成り立つ外的平和は、人間自身の根底において保証された平和ではないからである。このような平和は、個人の不自由による事実上の不和からすぐまた戦争へと導かれるだろう。」⁵⁴⁾まず平和と思いがちであるが、戦争をしていない状態を平和だとすると、

独裁体制によって国民を圧制する状態も平和だということになる。しかしこれでは国民に自由はなく、本当の平和ではない。

ヤスパースは、制度の形式としての民主主義もまだ決して自由ではないと指摘する。国民によって突然整えられ生み出されたのではなく、したがってなおまだ理解されていない民主主義というものは、国家の国民が民主主義の理念を学び取り、それによって市民として自由となる機会だけである。形式的な自由だけでは、簡単に失われる。諸々の党派の闘争が連帯的な結束から自己破壊的な過程の中に流れ込む場合には、自由な国家は、明日にもすべての政治家と党派とともに転覆されるかもしれない舞台装置となる。ヤスパースは、ヒトラーの政権掌握を念頭に置きながら、「ただ単に、正常な民主主義自身が、全体支配を生み出す」⁵⁵⁾と述べている。また彼は、「世界情勢は切迫している。すなわち、今日では世界平和は唯一の救済である」⁵⁶⁾という。世界平和への道は、われわれの日常で信頼のおける自由によって可能である。ヤスパースによれば、「このような自由の無制約性にとっては、おそらく超越的な力が助けとなるであろう。」⁵⁷⁾

ヤスパースは、真理とは何であるかと問う。「われわれの真理の現実性ととともに、われわれは常に途上にあるにすぎない。だれも真理を持っているのではなく、われわれすべては真理を求めているのである。」⁵⁸⁾つまりわれわれ人間は、途上における存在であり、完全なものではないので、真理を求めながら歩んでゆくのである。われわれが自由と平和とを欲する場合には、すべての党派や立場の前にあり、われわれの決断と決意の前にある真理の空間の中で、われわれは出会わなければならない。

真理は、第一に内容にあるのではなく、内容がいかにかに思惟され、示され、論じられるかという仕方、すなわち理性の考え方にある。ヤスパースは次のように述べている。「政治的な自由世界の全体において、非真理はわれわれの最大の危険であ

る。われわれは、いわゆる自由世界は、今日では現実に存在するということを主張してはいけない。自由世界は、全体支配より自由になる機会が優越しているだけである。自由世界は、この機会を完全な真剣さでつかむ場合にのみ持続するであろう。民主主義の理念——共和的統治様式——は、政治家と経済利権との操作の手段によって墮落する、一種の形式化する民主主義においてなくなる恐れがある⁵⁹⁾と、彼は、自由世界は民主主義を基盤とするが、民主主義が永続的に発展するためには、国民が真理を求める姿勢を持ち続けることが不可欠であると考えている。

それゆえ彼はドイツ人の立場から、「われわれドイツ人は特に、平和の前提条件としてわれわれの真実性を獲得しなければならない⁶⁰⁾という。政治的思惟の仕方の意識的な転向によってのみ、われわれはわれわれの自由を獲得しうる。だから、「忘却は、真理とともに政治教育を妨げる。」⁶¹⁾ヤスパースは、両親が自分の子どもたちを、ナチスの恐怖政治についての忌まわしい知識から守ろうとしてはならないと忠告する。

斎藤武雄は、前述した「真理→自由→平和」という方向性を、それぞれの概念を吟味して考察することを通して、「真理（愛→理性）→自由（実存の自由→政治的自由）→平和（内的平和→外的平和）」という構造関連として示す⁶²⁾。斎藤は、ヤスパースと同様に、繰り返しこの矢印で示したこの順序を逆にしてはならないと強調する。

ヤスパースは、第二次世界大戦が終結して10年あまり経ったドイツの状況を次のように述べている。「われわれは、西でも東でも同じドイツ人である。われわれの政治的自由はわれわれの功績ではなく、東側の不自由はそこにいるドイツ人の罪ではない。ここ西側のわれわれには、自由は戦勝者から与えられ、東側にいるドイツ人には、全体支配が押しつけられている。両方の政体は、その根拠を占領国の意志に持っている⁶³⁾彼は、西側では、われわれに戦勝者たちの意志によって、民主主義となる機会が与えられていると考える。

ヤスパースは自由とは何かを問いつつ、ヨーロッパでは、歴史的に、政治的自由などの政治的帰結を享受していると指摘する。「しかしわれわれが、民主主義を今まではただ制度形式として外面的に持っていたが、なおまだ決して民主主義の理念の現実性として内面的にわれわれの心や頭の中に持っていないということを知る場合にのみ、われわれが民主主義者となる可能性がそこにあるのである。」⁶⁴⁾つまり、民主主義の制度がもたらされたとしても、民主主義の理念を理解していないので、その理念を持ち、実践する態度によって民主主義者となりうると考えるのである。

ヤスパースは、人間が個別の事象への知識や理解を持っているが、世界全体を把握することはできないと考える。彼は、「世界は全体として何であるか、世界はどこへ行くのかをだれも知らない。この無知の純粹さは、われわれが真理と名づけるもの、または理性と名づけるもの、あるいは礼拝と名づけるものを初めて可能にする⁶⁵⁾という。それゆえ、われわれが真理への途上にありうるということは、われわれが出発した、平和は自由によってのみ、自由は真理によってのみ可能であるという連関によって勇気を獲得するために十分である。ヤスパースは、結論的に、「平和の前提は、真理と自由における各人の生活の仕方による各人の共同責任である。平和の問題は、まず第一に世界に関する問題ではなく、各人にとって自己自身に関する問題である⁶⁶⁾と述べている。

4. ヤスパースにおける「自由」概念が道徳教育に示唆するもの

ヤスパースにおける「自由」概念は、われわれ人間が生きることとどのように関連し、重要な意味を持っているかを振り返ってみる。

まず、ヤスパースが指摘するように、自由の問題は実存解明に関係する。それは、自由の問題は、自己がどう生きるべきかという問題に関係するということの意味する。その際、自由の問題は、実存的自由を解明することである。実存的自

由は、自己がどのように生きるかを決断する歴史的根源の自己確信であり、他者との交わりを通して自分で選択する自由である。それゆえ、自由は責任を負い、自己は決断において超越者と関係する。

また、ヤスパースは、自由は権威を伴わなければならないと主張する。自由は、自由が従う権威によってのみ、内容あるものとなり、権威とともにあってのみ、より真実となる。真の権威に従う人は自由になり、自由は権威の中で自覚される。真の権威は、常に開かれていなければならない、人間相互の交わりの中に存在する。自己は、自由の中で生き方を決断するが、その際自由は権威に従うということは、権威の根源には超越者が存在することからくる。

さらに、ヤスパースは、自由を、真理の探究と平和の実現との関連において捉える。つまり彼は、平和政策の前提として真理と自由を考える。平和は、戦争がないことであるが、全体主義による独裁体制で一時的に戦争のない状態を作り出しても、国民の自由が保障されていないため、対外的に、あるいは国内で戦争が勃発する恐れがある。そこで、恒久平和のためには、国民が主体的に真理を探究する自由が保障されなければならない。自由の問題は、実存的自由の解明にあったが、実存的自由は国家が政治的自由を保障した場合に実現できる。それゆえヤスパースは、すべての国の国民が、主体的に真理を探究し、政治的自由が保障されることにより、世界平和が実現すると考える。

ヤスパースは、カントがいう共和的統治様式である民主主義を、理想的な国家体制と考える。民主主義の体制を維持していたワイマール共和国が、ヒトラーに政権を掌握され、恐怖政治による全体主義体制へ転換してしまった経緯から、形式的な民主主義の制度ではまだ決して自由ではないと指摘する。民主主義は、政治的自由が保障されることが前提となるが、それだけではなく、国民に常に民主主義を維持、発展させようとする覚悟

がなければならない。つまり民主主義が健全に発展するためには、国民が主体的に真理を探究する心構えを持ち、学校教育と自己教育によって主権者となる自覚がなければならない。

現実の生活に目を向けてみると、今日わが国では、日本国憲法において国民の基本的な人権が保障され、さまざまな自由が権利として保障されている。具体的には、権利として思想及び良心の自由、信教の自由、集会・結社・表現の自由、学問の自由などが保障されているが、自由は必ず責任を伴う。自由は勝手なことをやっていいということではなく、憲法においても、自由及び権利は、国民の不断の努力によって保持しなければならないこと、また国民これを濫用してはならず、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うことが明記されている。

そこで、『学習指導要領』において、道德教育の内容として、「自由」がどのように捉えられているかを見ることにする。

『小学校学習指導要領（平成27年3月）』には、道德科の内容項目が学年段階ごとに示されている。「自由」については、「A 主として自分自身に関すること」の中で、「善悪の判断、自律、自由と責任」という項目に記されている。〔第1学年及び第2学年〕では、「よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと」、〔第3学年及び第4学年〕では、「正しいと判断したことは、自信をもって行うこと」、〔第5学年及び第6学年〕では、「自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること」となっている。

『中学校学習指導要領（平成27年3月）』には、「A 主として自分自身に関すること」の中で、「自主、自律、自由と責任」という項目に、「自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと」と記されている。

『中学校学習指導要領解説特別の教科道德編（平成27年7月）』には、このA-(1)の内容項目

目の概要について次のように記述されている。「自ら考え、判断し、実行し、自己の行為の結果に責任をもつことが道徳の基本である。したがって、深く考えずに多数派に付和雷同したり、責任を他人に転嫁したりするのではなく、自らの規範意識を高め、自らを律することができなければならない。どのような小さな行為でも、自分で考え、自分の意志で決定したものであるとの自覚に至れば、人間はその行為に対して責任をもつようになる。そこに、道徳的自覚に支えられた自律的な生き方が生まれ、自らの責任によって生きる自信が育ち、一個の人間としての誇りがもてるようになるのである。」⁶⁷⁾ 責任ある行為は、他の内容項目にも関係する。たとえば、「節度、節制」、「向上心、個性の伸長」、「希望と勇気、克己と強い意志」、「真理の探究、創造」、「思いやり、感謝」、「礼儀」、「友情、信頼」、「遵法精神、公德心」、「公正、公平、社会正義」、「社会参画、公共の精神」、「勤労」、「家族愛、家庭生活の充実」、「よりよい学校生活、集団生活の充実」、「生命の尊さ」、「自然愛護」、「よりよく生きる喜び」など、多くの内容項目に関係すると思われる。

指導に当たっての要点は、主に次のようなことである。まず、「より高次の自立心や自律性を高め、規律ある生活をしようとする心を育てることが必要である。」⁶⁸⁾ そして、「自己の気高さに気付かせ、何が正しく、何が誤りであるかを自ら判断して望ましい行動をとれるようにすることが大切である。」⁶⁹⁾ また、「自ら考え、判断し、自分の自由な意志に基づいて決定し、それに対して責任をもたなければならないことを実感させる必要がある。」⁷⁰⁾ さらに、「悪を悪としてはっきり捉え、それを毅然として退け善を行おうとする良心の大切さに気付くようにしなければならない。」⁷¹⁾

ヤスパースにおける「自由」概念から、学校における道徳教育が学ぶ点としては、次のことが考えられる。

ヤスパースも述べているように、自由の問題は実存的自由を解明することであるから、自己がど

う生きるかを決断して実行することに関係する。その際、実存的自由は、自己が他者との交わりを通して決断する自由である。したがって、まさに自由は責任を負っている。

自由は権威に従わなければならない。権威とは、一定の権力を有することとその権力が敬愛の対象となることを意味する。だから、権威とは、万人が認めて従わなければならない価値を有するものであり、優れた人物として他者を尊敬と愛によって引きつけ従属させる威力である。現実的には、憲法などの理念が権威になるし、社会に存在する崇高なもの、人間の尊厳や気高さも権威となろう。あるいは、自己が自由の中で権威に従い、決断する場合、その権威は、両親や教師にもありうる。その場合、両親や教師の助言は、決断のための洞察を与える。

自由は、そうした権威とともにあり、その自由の中で自己は主体的に決断する責任を持つ。こうした決断が、責任ある生き方の根拠になるのである。したがって自己は、主体的真理を探究し、自由を尊重し発展させる自覚がなくてはならない。ヤスパースは、国民に対する政治的自由の保障が民主主義の根幹をなすと捉えるが、政治的自由がすべての国家で保障されれば、恒久的な世界平和が実現できるという考え方は、わが国の憲法の理念とも一致し、こうした理念は学校教育の根底になければならない。

むすび

ヤスパースが自由をどのように捉えているかを踏まえ、彼の自由概念が、道徳教育に示唆するものを探ってきた。自由とは、何にも拘束されずに、自分の意志で思う通り振る舞うことであると勘違いしやすいが、実際には自由には常に義務と責任がつきまとう。

ヤスパースにおける自由の問題は、実存解明に関係している点に特徴がある。実存とは、己の超越者と関係している本来的な自己存在であり、自己がどう生きるべきかを自覚している在り方であ

る。それゆえ自由の問題は、自己がどう生きるべきかという問題に関係して、実存的自由を解明することである。実存的自由は、他者との交わりを通して自分で生き方を選択して決断する自由である。

自由の問題を解明する際に、ヤスパースが自由は権威を伴わなければならないと主張する点は重要である。自由は、権威とともにあってのみより真実となり、権威の中で覚醒される。真の権威は、人間相互の交わりの中にあり、交わりの中で自己は生き方を決断する。権威は、自己がどう生きるべきかを示唆しうるが、それは権威の根源には超越者が存在するからである。

ヤスパースは、実存的自由を実現するために、平和政策の前提として、真理と自由を捉える。つまり、国民に主体的真理を探究することが保障され、また同時に国民がそのことを自覚的に実行し、さらに国民に政治的自由が保障されることによって、実存的自由は可能であると考ええる。実存的自由は、個人の自由であるが、その自由は全体主義体制では多くの制約を受け、圧制される。それゆえ、民主主義体制において政治的自由の保障がなければ、実存的自由は実現できない。

道徳科における道徳的価値においても、自由は重視され、内容項目の「A 主として自分自身に関すること」の中で、小学校では、「善悪の判断、自律、自由と責任」という項目に、また中学校では、「自主、自律、自由と責任」という項目に記述されている。自由は常に責任を伴うことが強調され、責任ある行為は、他の内容項目にも関係し、児童生徒が自由と責任について主体的に考える授業が望まれる。

わが国は、民主主義国家であり、国民の基本的人権として自由が保障されている。しかし、自由は国民の不断の努力によって保持し、常に公共の福祉のために利用する責任を負う。それゆえ、ヤスパースにおける「自由」概念についての思惟は、民主主義国家であるわが国において、多様な価値観の中から、国民が自らの自覚によって選択

して決断するという観点から、道徳教育にも重要な示唆を与えるといえよう。

注

- 1) K.Jaspers, Philosophie II. Existenzerhellung, 1932, Springer-Verlag Berlin·Heidelberg·New York, 4. Aufl. 1973, S.176.
- 2) *ibid.*,S.176.
- 3) *ibid.*,S.177.
- 4) *ibid.*,S.177.
- 5) Vgl. *ibid.*,S.177-179.
- 6) *ibid.*,S.179.
- 7) *ibid.*,S.180.
- 8) *ibid.*,S.180.
- 9) *ibid.*,S.181.
- 10) *ibid.*,S.181.
- 11) *ibid.*,S.182.
- 12) *ibid.*,S.182.
- 13) *ibid.*,S.183.
- 14) *ibid.*,S.183.
- 15) *ibid.*,S.185.
- 16) *ibid.*,S.185.
- 17) *ibid.*,S.185.
- 18) *ibid.*,S.186.
- 19) *ibid.*,S.187.
- 20) *ibid.*,S.191.
- 21) *ibid.*,S.193.
- 22) *ibid.*,S.195.
- 23) *ibid.*,S.193.
- 24) *ibid.*,S.194.
- 25) *ibid.*,S.195.
- 26) *ibid.*,S.197.
- 27) *ibid.*,S.197.
- 28) *ibid.*,S.197.
- 29) *ibid.*,S.198.
- 30) *ibid.*,S.199.
- 31) Vgl.K.Jaspers, Wahrheit und Bewährung. Philosophieren für die Praxis, R. Piper & Co. Verlag, München 1983, S.27-28.

- 32) Vgl. *ibid.*,S.29.
33) *ibid.*,S.30.
34) *ibid.*,S.30.
35) *ibid.*,S.31.
36) *ibid.*,S.31.
37) *ibid.*,S.31.
38) *ibid.*,S.32.
39) *ibid.*,S.33.
40) *ibid.*,S.37.
41) *ibid.*,S.38.
42) Vgl. *ibid.*,S.38.
43) *ibid.*,S.39.
44) *ibid.*,S.40.
45) *ibid.*,S.41.
46) *ibid.*,S.41.
47) *ibid.*,S.44.
48) *ibid.*,S.44.
49) *ibid.*,S.159.
50) 斎藤武雄『ヤスパースの教育哲学』創文社,
1982年, 58頁.
51) K.Jaspers, Wahrheit und Bewährung, a.a.O.,
S.159.
52) *ibid.*,S.160.
53) *ibid.*,S.160.
54) *ibid.*,S.160.
55) *ibid.*,S.161.
56) *ibid.*,S.161.
57) *ibid.*,S.161.
58) *ibid.*,S.161-162.
59) *ibid.*,S.163.
60) *ibid.*,S.164.
61) *ibid.*,S.165.
62) 前掲, 斎藤武雄『ヤスパースの教育哲学』,
62頁.
63) K.Jaspers, Wahrheit und Bewährung, a.a.O.,
S.165.
64) *ibid.*,S.166.
65) *ibid.*,S.170.
66) *ibid.*,S.171.
67) 文部科学省『中学校学習指導要領解説特別の
教科道徳編(平成27年7月)』, 25-26頁.
68) 同上書, 26頁.
69) 同上書, 26頁.
70) 同上書, 26頁.
71) 同上書, 26頁.

参考文献

1. カール・ヤスパース, 草薙正夫・信太正三訳
『実存開明〔哲学Ⅱ〕』創文社, 1977年.
2. カール・ヤスパース, 斎藤武雄訳『真理・自
由・平和』(ヤスパース選集21)理想社, 1972
年.
3. 文部科学省『小学校学習指導要領解説特別の
教科道徳編(平成27年7月)』.